社会福祉法人みゆきの杜　役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、社会福祉法人みゆきの杜(以下「この法人」という)の定款第８条及び２１条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）評議員とは、定款第５条に基づき置かれる者をいい、前号（１）の役員と併せて役員等という。

（３）報酬等とは、法第４５条の８第４項で準用する一般法人法第１９６条、１６第４項で準用する一般法人法第８９条、１８第３項で準用する一般法人法第１０５条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であり費用とは明確に区分されるものとする。

（４）費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費等の経費をいう。

（報酬の支給）

第３条　報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受けとる利益財産上の利益及び退職慰労金でありその名称の如何を問わない。理事及び監事については、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

（１） 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職慰労金を支給する。

（２） 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

（３） 評議員は、定款第８条により報酬を支給する。

２　常勤役員等に対する退職慰労金は役員退職金規定に定める。

（常勤役員等の算定方法）

第４条　常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１） 報酬については、別表第１に定める額

（２） 賞与については、別表第２に定める額

（３） 前項の規定によらずこの法人の職員を兼務し職員給与が支給されている役員に対しては報酬を支払わないものとする。

（４） 前項の規定によらず職員を兼務した場合、職員給与の割合に応じて賞与を支給することがある。支給についてはその必要に応じて理事会において決定する。

（非常勤役員等の報酬等の算定方法）

第５条　非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

（１） 報酬については、別表第３に定める額

（２） 職務のため出勤したときは、別表第３に定める額

（費用）

第６条　役員等が評議員会、理事会に出席した場合は法人の旅費規定により支給することができる。

２　この法人は、役員等がその職務遂行に当たって負担した費用については、請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うことができる。

３　役員等には、法人の用務で出張に要する旅費(旅行雑費、宿泊料等を含む)を、別に定める旅費等支給要領に準じて支給することができる。

（改廃）

第７条　この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附則

この規定は令和６年３月１日より施行する